

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	1 自然公園における規制 (許可・届出)	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3つがあります。公園内には、特別保護地区、特別地域及び普通地域があり、それぞれ規制が行われています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>国立・国定公園</th><th>県立自然公園</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 自然公園法 ○ 第20条第3項(特別地域) ○ 第21条第3項(特別保護地区) ○ 第22条第3項(海域公園地区) ○ 第33条第1項(普通地域) </td><td> 宮崎県立自然公園条例 ○ 第18条第4項(特別地域) ○ 第29条第1項(普通地域) </td></tr> </tbody> </table> 1 特別保護地区、特別地域内における規制(許可) 国立・国定公園の特別保護地区と特別地域、及び県立自然公園の特別地域内において、工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更、水面の埋立、広告物の設置等を行う場合は、予め許可を受けなければなりません。 (1) 環境大臣の許可を要するもの 国立公園内において、一定規模(高さが13m又は水平投影面積が1,000㎡)を超える工作物を設置する場合があります。 また、これ以外にも規定があります。 (2) 知事の許可を要するもの 上記(1)を除く全ての場合があります。 ただし、宮崎市及び日向市管内においては、各市長が許可権者となります。 (次頁へ続く)	国立・国定公園	県立自然公園	自然公園法 ○ 第20条第3項(特別地域) ○ 第21条第3項(特別保護地区) ○ 第22条第3項(海域公園地区) ○ 第33条第1項(普通地域)	宮崎県立自然公園条例 ○ 第18条第4項(特別地域) ○ 第29条第1項(普通地域)
国立・国定公園	県立自然公園				
自然公園法 ○ 第20条第3項(特別地域) ○ 第21条第3項(特別保護地区) ○ 第22条第3項(海域公園地区) ○ 第33条第1項(普通地域)	宮崎県立自然公園条例 ○ 第18条第4項(特別地域) ○ 第29条第1項(普通地域)				

規制等の内容 (前頁から)	2 普通地域内における規制 (届出) 国立公園、国定公園及び県立自然公園の普通地域内において、一定規模を超える工作物の設置、水面の埋立、土地の形状変更、広告物の設置等を行う場合は、知事に予め届け出なければなりません。 なお、届出をした者は、届出をした日から起算して 30 日を経過した後でなければ、行為に着手してはなりません。 ※ 一定規模を超える工作物 (例) ○ 建築物：高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m² を超えるもの ○ 鉄塔：高さ 30m を超えるもの ○ ダム：高さ 20m を超えるもの 上記以外にも工作物の種類により規定があります。						
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-44-2624 関係農林振興局・西臼杵支庁(林務課)：電話番号は巻末参照 <申請窓口> (1) 国立公園の場合 宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-44-2624 (2) 国定・県立自然公園の場合 関係市町村(自然環境保全担当課)：電話番号は巻末参照						
備 考	<県内の自然公園> <table border="1" data-bbox="432 1480 1362 1935"> <thead> <tr> <th>国立・国定公園</th><th>県立自然公園</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 国立公園 (1 か所) 霧島錦江湾国立公園</td><td>○ 県立自然公園 (6 か所) 祖母傾県立自然公園</td></tr> <tr> <td>○ 国定公園 (4 か所) 日南海岸国定公園 祖母傾国定公園 日豊海岸国定公園 九州中央山地国定公園</td><td>尾鈴県立自然公園 西都原杉安峡県立自然公園 母智丘関之尾県立自然公園 わにつか県立自然公園 矢岳高原県立自然公園</td></tr> </tbody> </table>	国立・国定公園	県立自然公園	○ 国立公園 (1 か所) 霧島錦江湾国立公園	○ 県立自然公園 (6 か所) 祖母傾県立自然公園	○ 国定公園 (4 か所) 日南海岸国定公園 祖母傾国定公園 日豊海岸国定公園 九州中央山地国定公園	尾鈴県立自然公園 西都原杉安峡県立自然公園 母智丘関之尾県立自然公園 わにつか県立自然公園 矢岳高原県立自然公園
国立・国定公園	県立自然公園						
○ 国立公園 (1 か所) 霧島錦江湾国立公園	○ 県立自然公園 (6 か所) 祖母傾県立自然公園						
○ 国定公園 (4 か所) 日南海岸国定公園 祖母傾国定公園 日豊海岸国定公園 九州中央山地国定公園	尾鈴県立自然公園 西都原杉安峡県立自然公園 母智丘関之尾県立自然公園 わにつか県立自然公園 矢岳高原県立自然公園						

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	2 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における規制 (許可・届出)	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例により、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定し、規制を行っています。 1 自然環境保全地域「特別地区」における規制(許可)～第25条第4項 工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更、水面の埋立等を行う場合は知事の許可を受けなければなりません。 ※ 自然環境保全地域は「特別地区」と「普通地区」の区分がありますが、県内の自然環境保全地域は全て「特別地区」です。 2 緑地環境保全地域における規制(届出)～第32条第1項 一定規模を超える工作物の設置、土地の形質変更、木竹の伐採等を行う場合は、知事に届け出なければなりません。 なお、届け出をした者は、届け出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、行為に着手してはなりません。 ※ 一定規模を超える工作物(例) ○ 建築物：高さ10m又は延べ床面積200㎡を超えるもの ○ 鉄塔等：高さ30mを超えるもの ○ ダム：高さ20mを超えるもの ○ 道路：幅員2mを超えるもの 上記以外にも工作物の種類により規定があります。
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-26-7291 <申請窓口> 宮崎県自然環境課(自然公園担当)：TEL 0985-26-7291
備考	○ 自然環境保全地域(2か所) 檜葉自然環境保全地域 掃部岳北部自然環境保全地域 ○ 緑地環境保全地域(4か所) 森谷観音緑地環境保全地域 大斗滝緑地環境保全地域 三之宮峡緑地環境保全地域 長谷観音緑地環境保全地域

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	3 鳥獣保護管理法による特別保護地区内での行為の制限（許可）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	野生鳥獣の保護繁殖を図るため、国及び県においては、鳥獣保護管理法（通称）の規定により鳥獣保護区を設定しています。更に、鳥獣保護区内の中でも、特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認められた区域を特別保護地区として指定しています。 この特別保護地区で、水面の埋立又は干拓、立木竹の伐採、工作物の設置等の行為を行う場合は、許可を受けなければなりません。 1 鳥獣保護区には国指定と県指定の2種類があります。 （1）国指定鳥獣保護区の場合は、環境大臣の許可となります。 （2）県指定鳥獣保護区の場合は、知事の許可となります。 2 根拠法令等 （1）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項（特別保護地区） （2）同法施行令第 2 条（特別保護地区の区域内における許可を要する行為） （3）同法施行規則第 3 8 条（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為） （4）（県指定鳥獣保護区の場合）同法施行細則第 1 1 条（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為）									
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291 <申請窓口> （1）国指定の鳥獣保護区特別保護地区の場合 環境省(霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所)：TEL 0984-33-1108 （2）県指定の鳥獣保護区特別保護地区の場合 宮崎県自然環境課(野生生物担当)：TEL 0985-26-7291									
備考	県内の鳥獣保護区特別保護地区 （1）国指定（2 か所） 霧島特別保護地区、枇榔島特別保護地区 （2）県指定（7 か所） <table><tr><td>祖母傾山特別保護地区</td><td>国見岳特別保護地区</td></tr><tr><td>三方界 〃</td><td>檜葉 〃</td></tr><tr><td>尾鈴山 〃</td><td>築島 〃</td></tr><tr><td>掃部岳 〃</td><td></td></tr></table>		祖母傾山特別保護地区	国見岳特別保護地区	三方界 〃	檜葉 〃	尾鈴山 〃	築島 〃	掃部岳 〃	
祖母傾山特別保護地区	国見岳特別保護地区									
三方界 〃	檜葉 〃									
尾鈴山 〃	築島 〃									
掃部岳 〃										

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	4 大規模開発行為の制限（届出）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	宅地造成やゴルフ場の建設その他規則で定める開発行為（※１）であって、次の地域（※２）以外の区域内において、３ha 以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の３０日（その行為が、法令等に基づく許可、認可等を必要とする場合には、その許可、認可等の申請をしようとする日）前までに、知事にその旨を届け出なければなりません。（宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例第 35 条） ※１ 規則で定める開発行為は次のとおりです。 ① 遊園地の建設 ② ゴルフ練習場の建設 ③ 土石の採取 ※２ 次の地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然公園区域及び都市計画区域です。
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL0985-44-2624 <届出窓口> 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL0985-44-2624

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	5 特別規制地区における行為の規制（許可）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	宮崎県野生動植物の保護に関する条例第 23 条の規定により指定した重要生息地の区域内で、野生動植物の保護のために特に必要があると認める区域を特別規制地区として指定し（同条例第 24 条）、この特別規制地区内における一定の行為（※）については、知事の許可を受けなければなりません（同条例第 25 条）。 ※ 許可を受ける必要のある行為 （例） ① 工作物を新築等すること ② 土地の形質を変更すること ③ 木竹を伐採すること 等
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291 <申請窓口> 宮崎県自然環境課（野生生物担当）：TEL 0985-26-7291
備 考	令和 7 年 4 月 1 日現在、特別規制地区の指定はありません。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	6 温泉の土地掘削等の制限（許可）	宮崎県 自然環境課

規制等の内容	温泉を保護し、その利用の適正を図るため、温泉の土地掘削等については、温泉法に基づく許可制度が設けられています。 1 土地の掘削 温泉をゆう出させる目的で、土地を掘削しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（法第3条第1項） 2 増掘又は動力の装置 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。（法第11条第1項） 3 許可の基準 知事は、温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき等のほかは、許可を与えることとされています。（法第4条第1項、法第11条第2項、法第11条3項）
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県自然環境課（自然公園担当）：TEL 0985-44-2624 関係保健所（衛生管理課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係保健所（衛生管理課）：電話番号は巻末参照 宮崎市管内の相談・申請窓口は宮崎市保健所：電話番号は巻末参照
備考	<温泉の公共利用の許可> 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、宮崎市にあっては市長の、その他の市町村にあっては知事の許可を受けなければなりません。 相談・申請窓口は関係保健所（宮崎市にあっては宮崎市保健所）です。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	7 環境アセスメント (環境影響評価)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	1 特定の種類・規模の事業（対象事業）を行う事業者は、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して意見を聴き、それらを踏まえてよりよい事業計画を作り上げるため、環境影響評価法又は宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行わなければなりません。 2 対象事業の種類 「表３－７－１ 宮崎県環境影響評価条例の対象事業」を参照してください。（対象事業かどうかの判断は、下記相談窓口にお問い合わせください。） 3 手続の流れ 宮崎県環境影響評価条例に基づく手続の概要は、次のとおりです。 具体的には「表３－７－２ 宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ」を参照してください。 (1) 環境影響評価方法書（方法書）の作成等 事業者は、事業の概要、地域の概要、環境影響評価の項目や調査等の方法を記載した方法書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。 (2) 環境影響評価準備書（準備書）の作成等 事業者は、住民・市町村長・知事等の意見を踏まえ、環境影響評価項目及び手法を選定し、調査等を実施します。 事業者は、調査等を踏まえ、影響の予測及び評価の結果や環境保全のための措置を記載した準備書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。 (3) 環境影響評価書（評価書）の作成等 事業者は、住民・市町村長・知事等の意見を踏まえ、準備書の内容について検討を加え、評価書及びその要約書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するとともに公表します。 (4) 事業の着手等 事業者は、評価書を作成した旨を公表した後に、事業に着手することができます。また、工事に着手したとき及び工事が完了したときは、知事及び事業に関係する市町村長に届け出ます。 (5) 事業者は、事後調査を実施するときは、事後調査計画書を作成し、知事及び事業に関係する市町村長に送付するなど、手続を行います。
(次頁へ続く)	

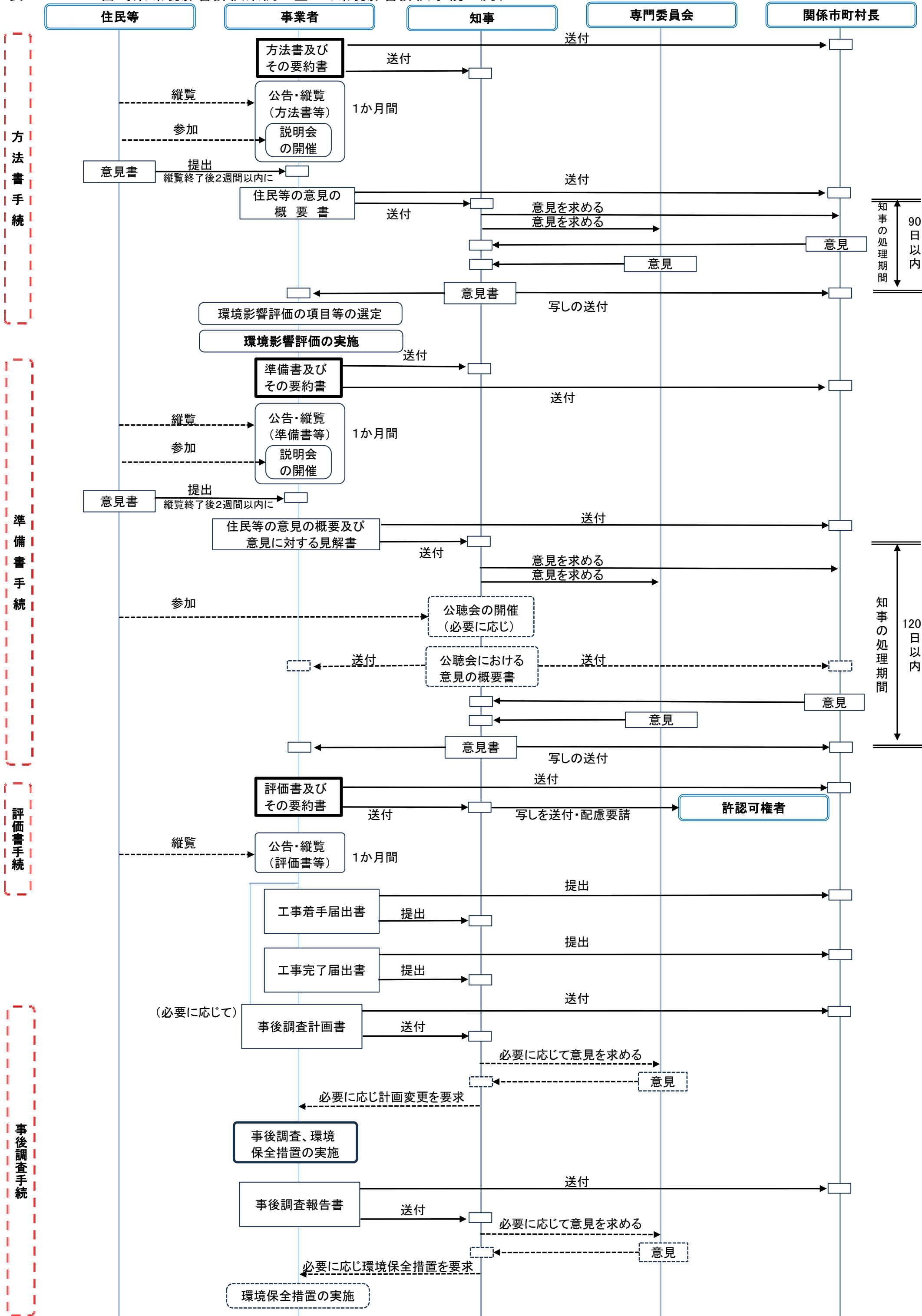
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県環境管理課（環境審査担当）：TEL 0985-26-7082 環境省（大臣官房環境影響評価課）：TEL 03-5521-8236 <方法書・準備書・評価書等の提出窓口> 宮崎県環境管理課（環境審査担当）：TEL 0985-26-7082 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照
備考	<参考情報> みやざきの環境「環境アセスメント」 アドレス→ (https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/data/assessment/)

表 3-7-1 宮崎県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類			環境影響評価法対象事業の規模要件（参考）	
			第 1 種事業	第 2 種事業
道路	高速自動車国道		すべて	
	一般国道	4 車線以上かつ長さ 5 km 以上	4 車線以上かつ長さ 10km 以上	4 車線以上かつ長さ 7.5～10km
	林道	2 車線以上かつ長さ 10km 以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 20km 以上	幅員 6.5m 以上かつ長さ 15～20km
	その他の道路	4 車線以上かつ長さ 5 km 以上		
河川	ダム、堰	湛水面積 50ha 以上	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75～100ha
	湖沼水位調節施設		改変面積 100ha 以上	改変面積 75～100ha
	放水路	改変面積 50ha 以上	改変面積 100ha 以上	改変面積 75～100ha
鉄道	新幹線鉄道		すべて	
	普通鉄道、軌道	長さ 5 km 以上	長さ 10km 以上	長さ 7.5～10km
飛行場		滑走路の長さ 1,250m 以上	滑走路の長さ 2,500m 以上	滑走路の長さ 1,875～2,500m
発電所	水力発電所	出力 1.5 万 kw 以上	出力 3 万 kw 以上	出力 2.25 万～3 万 kw
	火力発電所	出力 7.5 万 kw 以上	出力 15 万 kw 以上	出力 11.25 万～15 万 kw
	地熱発電所	出力 5,000 kw 以上	出力 1 万 kw 以上	出力 7,500～1 万 kw
	原子力発電所		すべて	
	太陽電池発電所	面積 35ha 以上	出力 4 万 kw 以上	出力 3 万～4 万 kw
	風力発電所	出力 5,000 kw 以上	出力 5 万 kw 以上	出力 3.75 万～5 万 kw
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積 15ha 以上	埋立面積 30ha 以上	埋立面積 25～30ha
	ごみ焼却施設	処理能力 100t/日以上		
	し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上		
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積 25ha 以上	埋立面積 50ha 超	埋立面積 40～50ha
	土地改良事業	埋立面積 25ha 以上		
土地区画整理事業		面積 50ha 以上	面積 100ha 以上	面積 75～100ha
新住宅市街地開発事業		面積 50ha 以上	面積 100ha 以上	面積 75～100ha
新都市基盤整備事業		面積 50ha 以上	面積 100ha 以上	面積 75～100ha
流通業務団地造成事業		面積 50ha 以上	面積 100ha 以上	面積 75～100ha
工業団地造成事業		面積 50ha 以上	面積 100ha 以上	面積 75～100ha
住宅団地造成事業		面積 50ha 以上	面積 100ha 以上	面積 75～100ha
農用地造成		面積 250ha 以上		
工場・事業場建設（製造業、ガス製造・供給業、熱供給業）		最大排出ガス量 10 万 m ³ /時以上又は、平均排出水量 1 万 m ³ /日以上		
レクリエーション施設	用地造成	面積 50ha 以上		
	ゴルフ場	18 ホール以上かつホールの平均距離 100m 以上又は、9 ホール以上かつホールの平均距離 150m 以上		
養豚場		豚房面積 7,500m ² 以上又は、増設後の総豚房面積 15,000m ² 以上		
土石・砂利採取		面積 50ha 以上		
上記以外の土地造成事業		面積 50ha 以上		
港湾計画		埋立・掘込み面積合計 150ha 以上	埋立・掘込み面積合計 300ha 以上	

（注）この表は、「宮崎県環境影響評価条例施行規則」別表第一及び「環境影響評価法施行令」別表第一を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、条例施行規則及び法施行令を御覧ください。

表3-7-2 宮崎県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ



区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	8 大気汚染についての規制 (ばい煙発生施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置しようとする場合は、予め届出が必要です。 1 ばい煙発生施設設置の届出 ばい煙発生施設を設置しようとする者は、設置の 60 日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第 6 条第 1 項、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第 20 条第 1 項 (2) ばい煙発生施設とは、硫黄酸化物やばいじん、その他の有害物質を発生又は排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令とみやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例施行規則に掲載されています。 2 揮発性有機化合物排出施設設置の届出 揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする者は、設置の 60 日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第 17 条の 5 第 1 項 (2) 揮発性有機化合物排出施設とは、揮発性有機化合物を排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令に掲載されています。 3 一般粉じん発生施設設置の届出 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、工事着工前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第 18 条第 1 項、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第 31 条第 1 項 (次頁へ続く)	
--	--

規制等の内容 (前頁から)	(2) 一般粉じん発生施設とは、鉱物や土石など（石綿を除く）を発生又は飛散させる一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行令とみやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例施行規則に掲載されています。 4 水銀排出施設設置の届出 水銀排出施設を設置しようとする者は、設置の 60 日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。 (1) 根拠法令等 大気汚染防止法第 18 条の 28 第 1 項 (2) 水銀排出施設とは、水銀及びその化合物を大気中に排出する一定規模以上の施設をいいます。具体的な種類については、大気汚染防止法施行規則に掲載されています。
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <届出窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <参考資料> ウェブサイト「みやざきの環境」にて大気汚染防止法等届出の手引きを公開しています。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	9 ダイオキシン類についての規制 (特定施設設置の届出)	宮崎県 環境管理課 宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	ダイオキシン類を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の 60 日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。(ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項) なお、特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出又はこれを含む汚水や廃液を排出する施設であって、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定めるもの（廃棄物焼却炉など）をいいます。
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 イ 廃棄物焼却炉について 宮崎市環境指導課（監視指導係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 イ 廃棄物焼却炉について 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7083 ウ 全ての特定施設について 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <届出窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 ア 廃棄物焼却炉以外の特定施設について 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 イ 廃棄物焼却炉について 宮崎市環境指導課（監視指導係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	10 騒音についての規制 (特定施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	1 騒音規制法に基づく特定施設の届出 指定地域内において、騒音を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の 30 日前までに市町村長に届け出なければなりません。(騒音規制法第 6 条第 1 項) なお、特定施設とは、工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。 2 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出 指定地域内において、騒音を発生する特定建設作業を実施しようとする者は、7 日前までに市町村長に届け出なければなりません。(騒音規制法第 14 条第 1 項) なお、特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。
問い合わせ先	<相談窓口> 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 <届出窓口> 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	11 振動についての規制 (特定施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	1 振動規制法に基づく特定施設の届出 指定地域内において、振動を発生する特定施設を設置しようとする者は、設置の 30 日前までに市町村長に届け出なければなりません。(振動規制法第 6 条第 1 項) なお、特定施設とは、工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい振動を発生させる施設であって政令で定めるものをいいます。 2 振動規制法に基づく特定建設作業の届出 指定地域内において、振動を発生する特定建設作業を実施しようとする者は、7 日前までに市町村長に届け出なければなりません。(振動規制法第 14 条第 1 項) なお、特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。
問い合わせ先	<相談窓口> 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照 宮崎県環境管理課（大気・化学物質担当）：TEL 0985-26-7085 <届出窓口> 関係市町村（環境担当課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	12 水質汚濁についての規制 (特定施設設置等の届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	「特定施設」、「汚水等排出施設」及び「有害物質貯蔵指定施設」を設置しようとする者は、設置の60日前までに、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。(水質汚濁防止法第5条、みやざき県民の住みよい環境保全等に関する条例第37条) 特定施設・・・一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって政令（施行令第1条別表第1）で定めるもの、又はカドミウム等の政令（施行令第2条）で定める有害物質を使用するもの 汚水等排出施設・・・一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則（施行規則第6条別表第3）で定めるもの
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <届出窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（環境対策係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <参考資料> ウェブサイト「みやざきの環境」にて水質汚濁防止法等届出の手引きを公開しています。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	13 浄化槽設置の規制（届出）	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	浄化槽を設置する者は、宮崎市にあっては市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に届け出なければなりません。なお、設置するに当たっては、事前に相談が必要です。（浄化槽法第5条） ○ 届出が必要な場合 浄化槽を新規に設置又は変更、廃止する場合に届出が必要です。 ○ 届出を要しない場合 建築確認申請に伴い浄化槽設置概要書が提出された場合は、設置届出は不要です。
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境施設課（浄化槽係）：TEL 0985-30-6511 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <届出窓口> (1) 施設の所在地が宮崎市である場合 宮崎市環境施設課（浄化槽係）：TEL 0985-30-6511 (2) 施設の所在地が宮崎市以外の区域である場合 関係市町村（浄化槽担当課）：電話番号は巻末参照 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照
備考	浄化槽とは、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいいます。（浄化槽法第2条）

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	14 土壌汚染対策についての規制 (形質変更の際しての事前届出)	宮崎県 環境管理課

規制等の内容	3,000 m²※を超える土地の形質の変更(工事)を行おうとする者は、工事に着手する30日前までに知事(宮崎市にあっては宮崎市長)に届出を行わなければなりません(土壌汚染対策法第4条第1項)。 ※有害物質使用特定施設が設置(もしくは廃止)された事業場等の土地の形質変更においては900 m²以上
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課(環境対策係): TEL 0985-21-1763 (2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県環境管理課(大気・化学物質担当): TEL 0985-26-7085 関係保健所(衛生環境課): 電話番号は巻末参照 <届出窓口> (1) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課(環境対策係): TEL 0985-21-1763 (2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所(衛生環境課): 電話番号は巻末参照 <参考資料> ウェブサイト「みやざきの環境」にて土壌汚染対策法第4条第1項: 一定規模以上の土地の形質の変更の届出手引きを公開しています。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	15 一般廃棄物処理施設設置の規制（許可）	宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その設置の許可を受けなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項） 設置場所が宮崎市にあっては宮崎市長に、宮崎市以外の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 許可対象施設 ○ ごみ処理施設（処理能力1日5 t以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200 kg以上又は火格子面積が2 m²以上）） ○ し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。） ○ 一般廃棄物の最終処分場
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7687 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	16 産業廃棄物処理施設設置の規制（許可）	宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その設置の許可を受けなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項） 設置場所が宮崎市にあっては宮崎市長に、その他の区域にあっては知事に許可の申請を行う必要があります。 許可対象施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に定めるもの） ○ 焼却施設（産業廃棄物の種類により政令で定める規模を超えるもの） ○ 産業廃棄物の最終処分場 ○ その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの
問い合わせ先	<相談窓口> (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7687 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> (1) 施設の設置場所が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 施設の設置場所が宮崎市以外の区域の場合 関係保健所（衛生環境課）：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	17 廃棄物が地下にある土地の形質変更についての規制 (形質変更に際しての事前届出)	宮崎県 循環社会推進課

規制等の内容	県又は宮崎市が指定した廃棄物が地下にある土地（最終処分場跡地等）で土地の形質変更（宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為）を行おうとする場合、県又は宮崎市に対して事前に届出を行わなければなりません（廃棄物処理法第 15 条の 19）。 なお、廃棄物が地下にある土地とは、過去に廃棄物の埋立地として使用していた土地であって、廃棄物処理法の施行（昭和 46 年 9 月 24 日）以降に閉鎖・廃止した全ての処分場や、廃棄物の封じ込め等を行った不法投棄現場等をいいます。
問い合わせ先	<相談及び届出窓口> (1) 土地の所在地が宮崎市の場合 宮崎市環境指導課（審査係）：TEL 0985-21-1763 (2) 土地の所在地が宮崎市以外の区域の場合 宮崎県循環社会推進課（許可・審査担当）：TEL 0985-26-7687

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	18 ゴルフ場における農薬の適正使用	宮崎県 農業普及技術課 宮崎県 環境管理課

規制等の内容	農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、ゴルフ場における農薬の使用に関しては指導要綱等を定めています。 事業者は、この指導要綱等に基づき農薬の適正使用に努めるよう規定しています。主な内容は、次のとおりです。 - 根拠法令等 ○農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号） ○農林水産省・環境省令第五号（平成15年3月7日） ○「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」（宮崎県農政水産部・環境森林部） - 目的 ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害防除及び生理機能の増進又は抑制に用いられる農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による被害を防止するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。 - 被害防止対策の徹底 事業者は、農薬を使用するときは、気象、地形等の環境条件を考慮し農薬散布従事者、ゴルフ場従業員、利用者、周辺住民、周辺河川等に対する危被害防止対策をとります。 - 農薬管理指導責任者の設置 農薬の安全かつ適正な使用及び農薬の適正な保管管理のために、農薬管理指導責任者を置きます。事業者は農薬管理指導責任者を置いたとき、又は変更したときは、知事へ報告します。 - 農薬危被害防止研修会等への参加 事業者は、農薬管理指導責任者、農薬散布従事者等の関係者を、県が行う農薬危被害防止研修会等へ参加させます。 - 農薬使用状況等の報告 事業者は、毎年4月末までに、前年の農薬の使用状況等について、市町村長を経由して知事に報告します。 - 水質の監視 事業者は、調整池その他これに類する池及び排水口において、ゴルフ場で使用する主要な農薬について、水質検査を年2回以上実施し、その記録を3年間保存します。 (次項へ続く)
--------	--

問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県農業普及技術課（環境保全担当）：TEL 0985-26-7134 宮崎県環境管理課（水保全対策担当）：TEL 0985-26-7085
備考	○ 新規ゴルフ場に関しては、造成時（芝養成等）から上記の指導要綱に基づき具体的な指導を行います。なお、「宮崎県大規模土地開発事業指導要綱」に基づく事前協議においては、「農薬使用計画等」を図書として添付し予め協議を行うようになっています。 ○ 県は、必要に応じて、ゴルフ場に対して立ち入り検査を行い、農薬の適正使用、保管管理について検査・指導を行います。

区分	規制等の名称	担当課
3 自然・環境保全	19 沿道修景美化条例による規制（許可・届出）	宮崎県 道路保全課

規制等の内容	宮崎県内の沿道の自然景観並びに樹木、その他の植物を保護するため、また沿道の修景を図るため、条例により沿道自然景観地区等を指定し、その地区内において行為の制限をしています。（宮崎県沿道修景美化条例） 1 沿道修景植栽地区における行為の制限（許可） 沿道修景植栽地区において、次の行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。 (1) 沿道修景のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、若しくは改植すること (2) 火入れ又はたき火をすること 2 沿道自然景観地区・沿道修景植栽地区における行為の制限（届出） 沿道自然景観地区・沿道修景植栽地区において、次の行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。 (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること (2) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること (4) 物を集積し、又は貯蔵すること (5) 水面を埋め立て、又は干拓すること (6) 屋根、壁面、へい、その他これらに類するものの色彩を変更すること 3 沿道自然景観地区における行為の制限（届出） 沿道自然景観地区において、木竹を植栽し、又は伐採しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。 4 沿道修景指定樹木に係る行為の制限（許可） 沿道修景指定樹木を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。
(次頁へ続く)	

問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県道路保全課：TEL 0985-26-7183 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係土木事務所・西臼杵支庁（土木課）：電話番号は巻末参照												
備考	1 沿道 一般国道及び県道の路側（路肩及び法面を含む。）をいいます。 2 沿道自然景観地区 宮崎県内の沿道において、代表的な自然の風景地及びその眺望を妨げない地で知事が指定する地区をいいます。 3 沿道修景植栽地区 宮崎県内の沿道における樹木その他の植物の植栽地で道路の各一側について幅20mを超えない範囲で知事が指定する地区をいいます。 4 沿道修景指定樹木 宮崎県内の沿道において美観風致を維持する樹木又は樹木の集団で知事が指定するものをいいます。 5 沿道自然景観地区等の指定状況（令和7年3月31日現在） <table><tr><td>名 称</td><td>指定地区等</td><td>備 考</td></tr><tr><td>沿道自然景観地区</td><td>18地区</td><td>面積 1,026.1ha</td></tr><tr><td>沿道修景植栽地区</td><td>70地区</td><td>延長 155.8km</td></tr><tr><td>沿道修景指定樹木</td><td>15か所</td><td>26本</td></tr></table>	名 称	指定地区等	備 考	沿道自然景観地区	18地区	面積 1,026.1ha	沿道修景植栽地区	70地区	延長 155.8km	沿道修景指定樹木	15か所	26本
名 称	指定地区等	備 考											
沿道自然景観地区	18地区	面積 1,026.1ha											
沿道修景植栽地区	70地区	延長 155.8km											
沿道修景指定樹木	15か所	26本											